

転出される皆さまへ



新型コロナワクチン

接種券発行手続きの

お知らせ

Q 市外転出により住民票所在地が変更となる場合、接種券はどうすればよいですか？

A 転出後の市区町村に申請を行うことで、接種券の発行が可能です

新型コロナワクチンは、接種日時点で住民票のある所在地が発行した接種券を使用いただくため、転出後の市区町村で新たに接種券を発行することになります。

接種券の具体的な申請方法などは、転出後の市区町村へお問合せください。

なお、淡路市の接種券をすでにお持ちの場合は、転出後の市区町村に転入届を提出するときに一緒に持って行っていただくと、接種券の発行手続きがスムーズにできます。